

議 第 三 号

仙台市児童福祉法の施行に関する条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百二十二条及び仙台市議会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十六年六月十一日

提 出 者

議 員 花 木 則 彰

〃 嗟 峨 サダ子

〃 ふるくぼ 和 子

〃 すげの 直 子

〃 庄 司 あかり

賛 成 者

議 員 ふなやま 由 美

〃 高 見 のり子

仙台市議会議長  
西澤 啓文 様

## 仙台市児童福祉法の施行に関する条例の一部を改正する条例(案)

仙台市児童福祉法の施行に関する条例(平成二十四年仙台市条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「前項」に改め、次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、保育所における保育の水準の向上のために必要なものとして市長が定める基準に適合するものであること

### 附則

この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定(同項に一号を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

### 理由

児童福祉法の改正を考慮し、保育所の設備及び運営に関する基準を整備する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。